



明倫国際法律事務所

Meilin International Law Firm

アイデアをビジネスにして新規売上を作りたい

競合に負けたくない

事業の付加価値を高め、高収益率化を図りたい

海外展開を見越して準備をしたい

知的財産(知財)は目に見えません(無形資産)。そのため、せっかくの資産に気づかず、潜在的な損失やリスクに繋がることさえあります。しかし、知財を正しく保護すれば、それは資産の活用、会社の信用、ブランド力の向上といった力となり、企業価値や収益性を高める経営資源となります。

適切な知財戦略の立案と無形資産の発見・活用

市場における『競争優位性』と『価格決定力』の獲得

収益力向上と事業の成長

知的財産を「ビジネスに生かす」ためには？

「知的財産（知財）」は、単に権利を取得できればよいというものではありません。企業力を高めるためには、「目標（どんな権利を作るのか）→「戦略（何を権利化し何を権利化しないのか、どの分野で権利化を図るのか）」→「実行」というステップを正確に辿ることが必要です。



明倫国際法律事務所は、「特許事務所としての出願、権利形成業務」に加え、「ビジネス法務のプロフェッショナル」である弁護士事務所としての豊富な知識や経験を生かした「権利活用、契約・ビジネスそのものの支援、法的紛争の予防・解決業務」まで、包括的にサポートいたします。

知的財産の活用による効果とは？

昨今、企業価値の評価基準に大きな変化が起こっています。これまでは資本金、従業員数、財務情報、過去の実績といった「有形資産」が評価の軸になっていました。しかし、これからは人材、経営理念、組織力、顧客ネットワーク、ノウハウ、ブランドといった目に見えない「無形資産」こそが「将来的に企業価値を高める経営資源」として注目されています。知財もまた「無形資産」に含まれます。

知的財産の活用による効果

- なぜ、iPhone はコモディティ化せず、50%の粗利益を確保し続けられるのか
- 「DX」を導入して効果を上げる企業とそうでない企業を分ける無形資産戦略とは？
- 時価総額を積み上げて IPO を成功させる企業とそうでない企業の違いは？

事業成功に導く「知財戦略」が、明倫国際法律事務所にはあります。

明倫国際法律事務所

知財で企業力を高めるために必要なことを包括的にサポート

より広い権利範囲に対応

- 著作権（キャラクター、音楽、映像、ゲーム、データ、AI）
- 育成者権（種苗法）その他農水知財
- 地理的表示（GI）
- 不正競争防止法（営業秘密の保護／商品形態や表示の保護）

知財活用／知財戦略

- 知財を活かしたビジネススキームの提案・実行支援
- 国際展開を成功させるための知財戦略とビジネススキームの提案・実行支援
- 社内知財戦略策定・知財管理・発掘支援
- 営業秘密の保護と活用
- 知財戦略を踏まえた「ビジネスに強い」契約と契約書の作成

出願

- 特許権（特許法）
- 実用新案権（実用新案法）
- 意匠権（意匠法）
- 商標権（商標法）

権利案件侵害や紛争対応

- 交渉／民事訴訟／刑事事件／水際防止 等の対応

知的財産を保護しない場合のリスクとは？

自社内にある「知的財産」に気づかず、保護をしなかった場合、保有する「知的財産」の存在が潜在的なリスクとなることすらあります。例えば、自社が以前から使用していた商標でも、**商標権を保護しないままにしていた場合、他社に登録されてしまうといったケースです。**この場合、そのまま自社の商標を使い続けると他社の「商標権を侵害した」とされ、新規に商標を作り直すコスト、認知・浸透が進んでいたブランド（無形資産）の再構築、「商標権侵害」による商品販売中止命令及び損害賠償請求をされる可能性……そのリスクは枚挙に暇がありません。

知的財産を保護しないために発生するリスク

- ある日自社商品の名前が使えなくなる
- 売っていた EC サイトのアカウントが突如閉鎖される
- 大切に育ててきたブランドと信頼が一夜にしてなくなる

そんなビジネスリスクを回避する処方箋が、明倫国際法律事務所にはあります。

Inquiry

ご依頼～出願までの流れ ～トータルコンサルティングサービス～

Step 1. ビジネスコンサルティング

会社の経営理念・商材・市場など社内の体制
明倫国際法律事務所の知的財産出願業務は、「コンサルティング」を重視しています

Step 2. 知財戦略ヒアリング

アイデア・ブランドに関するヒアリングの実施

Step 3. ご提案

適切な知財戦略と出願戦略のご提案
コンサルティング～ヒアリングを踏まえ、「会社に必要な知財戦略」を提供します

Step 4. お打合せ

イメージ共有・戦略策定
「会社に必要な知財戦略」を共有することで、「強い権利」「会社や事業にとって、今本当に必要な権利」を過不足なく適切に取得することができます

Step 5. 実行

出願・知財戦略の現場への落とし込み
上記ステップを踏むことにより、「コンサルティング」と「出願」を通じて、会社や事業の無形資産の見直しや活用が可能になります

お問合せ先



明倫国際法律事務所

Meilin International Law Firm

電話番号 092-736-1550

FAX 番号 092-736-1560

email info@meilin-law.jp

より詳しい事例集については
こちらのHPをご覧ください

